# 平成 29 年度事業計画

#### 1 基本方針

我が国は、少子高齢化が進展するとともに人口減少過程に入っています。反面、高齢者人口は増加を続け、2042年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。さつま町においては、人口、高齢者人口ともに減少傾向が続き、高齢化率は3月1日現在で38.2%になっています。

こうした中、平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」の高齢者の就労促進においては、生涯現役社会の実現を目標としています。

また、人口減少の中、我が国の成長力を確保していくためにも、高齢者の高就業率確保が重要とされ、シルバー人材センター(以下「センター」という。)に重点的に財政支援を行い、センターを通じた高齢人材を活用することが掲げられており、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の重要性とセンターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっています。

このような情勢を踏まえ、平成29年度の国の高齢者対策関連予算のセンター補助金予算額は137億円に増額され、事業仕分け前以上に回復しました。しかしながら、地方自治体の補助金が未回復のため、シルバー事業の拡大が図られないという課題が生じています。このことについては、当センターも町との緊密な連携が求められています。

現在、当センターの会員は、平成29年3月1日現在で284人となり、2年続けて回復 基調にあります。また、派遣事業契約額も対前年度105%で、3月分を加えると大きく増 加する見込みです。今後はこのような上昇気流と追い風とも言える国の政策を最大限に 活用し、課せられた期待に応えられる事業の展開が必要です。

したがって、平成29年度は良好な実績を基盤に、地域社会の課題解決の担い手として、地方自治体の期待が高い「介護周辺業務や育児支援を中心とした福祉・家事援助サービス事業」、「空き家管理対策事業」などを推進するとともに、「派遣法」改正による高齢者派遣の特徴と「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じ、保育・介護等の分野、併せて課題である農業の労働力不足に対する対策も含めて、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に努めます。

また、上半期までに第1次中期計画を策定し、計画的な管理運営と健全財政の基盤づくりに努めます。

本事業計画達成のため、会員、役職員が一体となり、常に向上心をもった事業運営に努め、さつま町民に親しまれ頼りとされるセンターの創造を目指します。

#### 2 事業実施計画

### \_\_\_\_ シルバー人材センター事業 🗕

(1) 会員の確保と就業機会の拡大の推進

ア 会員の確保

(ア) 普及啓発活動を強化し入会促進を図り、祖入会率 3% (60 歳以上人口に占める 入会率) を目指します。 チラシ・広報紙の全戸配付、ポスティング、街頭配布及び新聞折込み、ホームページの充実、定例(毎月第3火曜日)又は随時の入会説明会の実施、会員一人一会員確保運動の継続、作業現場「安全就業中」のぼり旗の設置励行など

- (イ) 町及びハローワーク等との連携による普及活動で、会員の確保を図ります。 町広報紙掲載、公民会文書発送日便によるチラシ等の全戸配付、高齢者等の集 会行事・会合等での周知啓発、公共施設にチラシ等の配置
- (ウ) 県シ連主催の「高齢者活躍人材育成事業」を活用し、一般町民も対象とした技能取得講習を開催し、幅広い職種の会員確保につなげます。
- (エ)会員の未経験作業講習、会員要望の作業講習、ニーズに対応した作業講習及び 会員のスキルアップと就業機会の確保につながる入門的な独自講習会を、一般町 民も対象として実施し、普及啓発と会員の拡大を図ります。
- (オ) 新たな就業分野を確保し、魅力あるセンターのイメージ化を図り、会員の拡大に努めます。

### イ 就業機会の拡大

- (ア) 町民、企業等に対し、センターの存在と役割を積極的に啓発するとともに、地域社会の雇用・就業ニーズを的確に捉えた訪問(営業)活動を積極的にすすめ、 就業機会の拡大を図ります。
- (イ) 団塊世代やホワイトカラー層の就業ニーズに対応できる新たな就業分野の開拓 と拡大に努めます。
- (2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(補助事業)による会員と就業機会の確保 人手不足分野・現役世代を支える分野の派遣、請負業務(発注者・会員の開拓及び 契約・管理、出納・経理並びに仕事のマッチング)に係る会員と就業機会を開拓し、 高年齢者の活躍の場を創出し、補助事業最終年度における目標達成を図ります。
- (3) 地域就業機会創出・拡大事業(補助事業)による新たな就業機会の創出
  - ア 町及び町商工会と連携する、さつま町空き家等適正管理業務連携事業を推進し、 社会的問題になりつつある空き家等の適正管理を進め、町の空き家対策の下支えと 良好な生活環境の保全、安全安心のまちづくりの推進に寄与することで、高齢者の 新たな就業機会の創出を図ります。
  - イ 空き家等の除草・剪定等管理作業をベースに、定期的な見回り監視と報告、ごみ 拾い等清掃、管理者看板の設置及び墓の清掃と献花など、ふるさと見守りサポート 事業として、発注者とつながりの深い、拠り所となる事業を展開します。
  - ウ ふるさと見守りサポート事業を、町のふるさと寄付金謝礼品タイアップ事業としたので、周知啓発を図り、郷愁者へのサポート、町の空き家対策の下支え及びふるさと納税確保に寄与することで、高齢者の就業機会を創出します。

# (4) シルバー事業の普及啓発活動の推進

ア シルバー事業が正しく認識と理解されるよう、上記(1)で掲げた普及啓発活動

を強力に推進します。

イ シルバー事業について、正しい認識と理解の下、行政支援等が受けられるよう、 町議会及び行政との意見交換会を実施します。

## (5)組織体制の機能充実

- ア シルバー事業の基本理念の「自主・自立」を発揮するため、仕事の開拓、受注等 について、会員主体の自主的運営体制の確立に向けて、会員の意識改革と資質向上 に努めます。
- イ 会員相互の連帯意識を深め、センターと会員の緊密な連携を図るため、地域班の 自主的活動と機能向上に努めます。また、受注業務を円滑かつ効率的に推進するた め、剪定班、公共班及び地域のグループなど職群班体制の充実を図ります。

#### (6) 安全就業の確保

- ア 会員の健康維持と安全就業はシルバー事業の根幹であるので、安全適正就業推進 委員会を中心に「無事故 365 日」の達成に努めます。
- イ 「安全適正就業推進計画」について、会員への周知徹底と安全パトロールを強化 し、安全意識の向上と事故防止を図ります。
- ウ 会員の健康管理を組織的に推進するため、町の特定健診及び長寿健診の受診勧奨 に努めます。

## (7) 適正就業の推進

- ア シルバー事業の基本は、臨時的・短期的かつ軽易な業務となっているが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正による業務拡大の実施に向け、厚労省から新たな適正就業ガイドラインが出されたので、これに沿った業務運営に努め、高度な公共性・公益性を確保します。
- イ 受託事業、派遣事業の見極めを的確に行い適正就業を確保します。

#### (8) 一般労働者派遣事業の拡大推進

- ア 県シ連が実施する一般労働者派遣事業(以下「派遣事業」という。)の実施事業 所として、適正就業の確保と高齢者の多様な就業形態に対応する就業機会の確保と 提供に努めます。
- イ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の積極的な推進に努め、人手不足分野、 現役世代を支える分野における派遣事業の拡大を図ります。
- ウ 派遣法、高齢法改正による業務拡大については係る業種及び職種等の実態を見極 めながら、適正就業ガイドラインに沿った事業運営と拡大を図ります。
- エ 増加傾向にある様々な派遣事業の就業機会に対応でき得るよう、派遣事業登録者 会員の確保を図ります。
- (9) センター及びシルバー事業の発展的運営の指針となる中期計画の策定

センター及びシルバー事業発展の指針となる第1次中期計画は、平成28年度策定の 予定であったが、財政面及び事務局職員体制の基本的事項が不透明であったことから 完成時期を9月としました。本事業計画と整合した中期計画の内容を精査し、計画内 に完成させます。

### (10) その他

- ア 全シ協、九シ協及び県シ連事業に参加し、情報収集と研鑚及び連携を深め、当セ ンターの管理運営に活かします。
- イ 会員互助会との連携を図り、会員と役職員が一体となった、つながりの深いセンターを構築します。

# 法 人 管 理 事 業 =

### (1) 諸会議の開催

当センターの管理運営及び事業執行に関して重要な案件等を審議・決定するため、次のとおり会議を開催します。

会議名	開催回数
定時総会	年1回
理事会	年5回

会 議 名	開催回数
懲戒審査委員会	
理事及び監事候補者選考委員会	
安全適正就業推進委員会	<b>游</b> 時
広報委員会	随时
独自事業推進委員会	
地域班会	

## (2) 適正な法人運営と健全財政の確保

- ア 公益法人は、運営、事業面すべてにおいて厳格な適正化が要求されており、これが信頼と信用につながります。よって、シルバー事業の基本理念の下、法令遵守と 高度な公共性・公益性の確保を図り、社会的使命と役割を果たせるよう努めます。
- イ 現在のセンターの財政事情は脆弱で厳しい状況にあります。センターの財源は、 会員会費、事務費及び補助金に限られており、年次的かつ計画的な予算執行が必要 です。したがって、財源の確保策も含めた実現性のある中期計画を策定し、持続可 能な健全財政の確保に努めます。
- ウ 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額、法人運営に要する適正な費用 及び健全財政の確保を図るため、事務費の額(事務費率)を10%以内から12%以内 に変更します。
- エ 4月1日付で唯一の正職員1名を採用し、嘱託・臨時職員交えた職員体制の中で、 継続性を担保できる人的体制の確立を図ります。